

農業担い手メールマガジン（第 117 号）

インデックス

- 現場の皆さんへ ～農地制度が変わります～
- 事業活用のポイント ～『農』の雇用事業」募集中です！～
- お知らせ
～本年産の水田・畑作経営所得安定対策の加入期限は 6 月 30 日です～

現場の皆さんへ ～農地制度が変わります～

食料の多くを海外に依存している我が国では、国内の食料供給力の強化、食料自給率の向上が課題となっていますが、近年、食料を産み出す農地は減少し続けています。また、農業従事者の減少、高齢化等が進む中で、耕作放棄地の増加にも歯どめがかかっていません。

このような状況になった背景には、これまで農地を守ってきていただいた地域の農業者の方々の様々な悩みの声があります。「もう歳だから農地は誰かに任せたいけど、使ってくれる人を探すのは大変」、「規模拡大したいけど、バラバラの農地を引き受けても効率は上がらないしなあ」、「隣の農地は使われていないけど、地主がわからないので借りられない」等々。

このような様々な農地の悩みを解消するため、農地法をはじめとする農地制度を抜本的に見直すための法律（農地法等の一部を改正する法律）が国会で成立しました。今回の法律は、農地を優良な状態で確保し、最大限に有効利用することを目指すものです。法律の施行日はまだ決まっていますが、年内にも新しい制度がスタートします。今回の農地制度の見直しの主なポイントをご説明します。

（１）農地を安心して任せたら

各地域に原則として一つずつ農地の引受け機関（農地利用集積円滑化団体）を設けます。具体的には、市町村、市町村公社、ＪＡ等地域で信用力のある法人・団体が引受け機関となります。この機関は、農地の所有者の方から委任を受けて、所有者の代理人として農地の貸付けなどを行います。ここに農地を任せいただいたら、自分で借り手を探したり、個別に相手方と交渉したりする手間が省けます。

なお、今回の法律改正と併せて、農地税制も改正され、相続税の納税猶予を受けている農地について、現在はその農地を貸し出すと猶予が打ち切りとなりますが、貸しても納税猶予が継続するようになります。

（２）農地をもっと使いやすく

農地の引受け機関が地域の多数の農地の所有者の方々の代理人になりますので、農地の利用集積を目指す担い手の方は、毎年毎年多くの所有者を相手とした交渉を行うことなく、この機関とのみ協議・調整すればよいことになります。引受け機関と一元

的に話し合えば、これまでのようにバラバラの農地ではなく、可能な限りまとまった形で農地の集積が可能になります。

（３）農地を貸しやすく、借りやすく

今回の改正後においても、農地の所有権の取得が認められるのは、これまでどおり家族経営や農業生産法人に限られます。しかしながら、農地の貸借については要件が緩和され、農地をきちんと利用して農業を行うのであれば、家族経営や農業生産法人に限らず、農地を借りることが可能になります。

例えば、集落のみなさんで法人化をお考えの場合に、農地の貸借だけで農業を行うのなら、農業者以外の方も広く構成員となった法人を作ることができます。あるいは、観光と農業を組み合わせた事業を行う法人を設立するといった取組も考えられます。つまり、地域おこしの選択肢が広がるわけです。

また、農業に参入したいと考えている企業等も存在します。地域特産物や自社加工原料の安定的な調達を目指す食品加工会社などです。農業の担い手が不足しているという場合には、こうした企業等に農地を貸し出すこともできます。

ただし、貸した農地が荒れてしまったり、周辺の農地利用に悪影響を与えたりするというのは、問題です。このため、農地の貸借については、きちんと利用するか、地域への影響がないか等を農業委員会がしっかりチェックして許可をすることとしています。

（４）遊んでいる農地を有効活用

耕作放棄地対策が強化されます。農業委員会は、毎年、管内の農地の利用状況の調査を行います。所有者が不明になっている耕作放棄地についても、利用権を設定できる仕組みを新たに設けます。周りに利用したい耕作放棄地がある場合には、農業委員会に申し出て下さい。

（５）農地の減少を食い止め、農地を確保

優良な農地が無秩序に転用されることを防ぐために、農地転用規制を厳しくします。

国や県が病院、学校等の公共施設の設置のために行う農地転用についてはこれまで許可不要でしたが、都道府県知事等との協議が義務付けられます。また、農地の違反転用に関する罰則が強化され、例えば会社等の法人が違反転用した場合の罰金の上限が一億円（現行は三百万円）に引き上げられます。

農地は、地域にとってかけがえのない資源です。この資源を有効活用すれば、地域を元気にするいろいろな可能性が見えてくると思います。是非、地域のみなさんで、これからの農地のことを話し合ってみてはどうでしょうか。そして、もし困ったことが出てきたら、お近くの市町村役場、農業委員会、ＪＡ、公社などにご相談下さい。

■ ご意見・ご質問は下記へお願いいたします

→ <https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/7b27.html>

事業活用のポイント

～「『農』の雇用事業」募集中です！～

農林水産省では、新規就農者の確保・育成に資するため、農業法人等が就農希望者

を新たに雇用する場合に、農業生産技術等をしっかり身に付けてもらうために実施する研修経費の一部を助成する「農の雇用事業」を実施しています。

この度、21年度補正予算において事業規模を拡大し、2,000人規模で追加実施するとともに、新たに住居手当等についても助成することといたしました。

- < 助 成 額 > (研修費) 研修生1人あたり月額上限97,000円 (最長12ヶ月間)
(住居手当等) 研修生1人あたり月額上限33,000円 (最長12ヶ月間)
- < 応 募 先 > 各都道府県農業会議
- < 応募締切 > 平成21年6月26日 (金)
郵送の場合は、当日の消印有効です。

- 「『農』の雇用事業」の詳細は下記ホームページをご覧ください
→ <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/nounokoyou/>

なお、全国新規就農相談センター (TEL : 03-6910-1133) 及び各都道府県の農業会議では、農業法人等への就業をご希望される方に対し、求人情報の提供や就業相談も行っておりますのでご利用下さい。

お知らせ

～ 本年産の水田・畑作経営所得安定対策の加入期限は6月30日まで ～

平成21年産の水田・畑作経営所得安定対策の加入期限は6月30日となっております。今年度のご加入をお考えの方は、昨年より継続加入される方も含め、申請の手続きをお忘れにならないよう、よろしくお願いいたします。

なお、申請手続きに関するご質問等については、最寄りの農政事務所等にお問い合わせください。

編集後記

わが家の小さな畑では、ナスやミニトマトがそろそろ収穫時期を迎え、カボチャは長いツルと大きな葉っぱを元気に茂らせています。

先週までに北海道を除く全国で梅雨入りが宣言されましたが、今年は、全国的にカラ梅雨が心配されているようです。特に雨の少ない地域では、渇水対策に十分お気をつけ頂きたいと思います。

(S)

- 電子出版：農業担い手メールマガジン
- 発行日 ：毎月2回発行
- 発行元 ：農林水産省経営局経営政策課 担当：鈴木
農林水産省担い手ホームページもご覧ください！
～ 担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～
→ <http://www.maff.go.jp/j/ninaite/index.html>
このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから

→ http://www.maff.go.jp/j/ninaite/n_mailmaga/index.html
このメルマガの配信変更、配信解除、パスワード再発行等はこちらから
→ <http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>